



文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

加藤 泰弘

これからの書写・書道教育

平成28年12月21日、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)を示しました。

この中央教育審議会答申には、これからの教育課程の改訂の方向性が詳細に記載されております。これらを踏まえ、平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂・告示されました。また、平成29年度中に高等学校の学習指導要領が改訂・告示されることになっていきます。

本連載では、新しい教育課程が目指す書写・書道教育について紹介していきます。

前回(平成29年4月号)は、中央教育審議会答申(以下「答申」といふ)に示されている新教育課程の方向性について解説しました。今回は「答申」を踏まえた書写書道教育の全体構造のイメージについて解説し、国語科書写の改訂の方向性について述べます。

一 書写・書道教育の全体構造

「答申」の「第2部 第2章 各教科・科目等の内容の見直し」には、次のような記載があります。

1. 国語

○なお、小・中学校においては、文字の由来や文字文化に対する理解を深めることについて、高等学校においては、実社会・実生活に生かすことや多様な文字文化に対する理解を深めることについて、高等学校芸術科(書道)との円滑な接続を図る必要がある。

○国語は、我が国の歴史の中で創造され、上代から近現代まで継承されてきたものであり、そして現代において実社会・実生活の中で使われているものである。このことを踏まえ、後者と関わりの深い実社会・実生活における言語による諸活動に必要な能力を育成する科目「現代の国語」と、前者と関わりの深い我が国の伝統や文化が育んできた言語文化を理解し、これを継承していく一員として、自身の言語による諸活動に生かす能力を育成する科目「言語文化」の二つの科目を、全ての高校生が履修する共通必修科目として設定する。

9. 芸術(書道)

○また、高等学校芸術科(書道)において育成する資質・能力は、小学校及び中学校の国語科(書写)において育成する、文字を正しく整えて(速く)書くこと、

書写能力を学習活動や日常生活（社会生活）に生かすとともに、文字文化（手書きの意義や文字の由来など）について理解することといった資質・能力ともつながるものと考えられる。また、高等学校においては、資質・能力の育成に当たり、国語科の共通必修科目において育成する、書写能力を実社会・実生活に生かすことや、古典の作品と書体等との関わりから多様な文字文化への理解を深めることといった関連を図ることが考えられる。

（傍線筆者）

前回は、今回の改訂において、各教科等を通して育成を目指す資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で整理することについて述べました。この中で、書写は国語科の「知識・技能」に位置付けられ、その内容は「我が国の言語文化に関する事項」として示さ

れることになりました。「答申」に示されているとおり、書写は「文字文化」について理解する視点から、内容の充実・改善が図られ、国語科書写から芸術科書道への円滑な接続を図ることとしています。平成29年3月に改訂された小・中学校の学習指導要領と「答申」の方向性を踏まえた書写・書道教育の全体構造のイメージは下図資料のように整理でき

二 国語科「書写」の改訂の方向性

小学校では、特に低学年の内容について改善が図られました。低学年は、従前は二つの事項で示されていましたが、「点画の書き方」を新たに加え、三つの事項で再整理されることになりました。

また、「内容の取扱い」には、従前は、第3学年以上の毛筆の取扱いについて位置付け、「毛筆は硬筆の基礎」としていました。今回の改訂では、それを踏襲しつつ、図に示

すように低学年に「適切に運筆する能力の向上につながる指導の工夫」を明記したことは画期的なことと言えるでしょう。

また、中学校第3学年には、「身の回りの多様な表現を通して文字文化の豊かさに触れる」ことを明確に位置付けまし

た。

本年度中に改訂が見込まれる高等学校の国語科においては、必修科目として「現代の国語」と「言語文化」の二科目を位置付けることとしています。

「現代の国語」においては生活に生かす学習、「言語文化」において

は多様な文字文化への理解を深めることが位置付けられ、芸術科書道との関連を図っていくこととなるでしょう。

今回は、小学校国語科書写の改訂の内容について具体的に解説していきます。

（次回に続く）

書写・書道教育の構造図(イメージ)

